

令和2年度一般会計歳出第9款1項2目12節(1)委託料

受付番号	種目番号	連絡先	委託担当 資源循環局 業務課資源化係	担当者名 武野 電話 671-3819
------	------	-----	--------------------------	------------------------

設 計 書

1 委託名	蛍光灯運搬及び中間処理業務委託	
2 履行場所	蛍光灯選別業務受託者施設2か所及び本業務委託受託者中間処理施設	
3 履行期間 又は期限	<input checked="" type="checkbox"/> 期間 令和2年4月1日 から 令和3年3月31日 まで <input type="checkbox"/> 期限 年 月 日 まで	
4 契約区分	<input type="checkbox"/> 確定契約	<input checked="" type="checkbox"/> 概算契約
5 その他特約事項	<hr/> <hr/> <hr/>	
6 現場説明	<input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要 (月 日 時 分 場所)	
7 委託概要	横浜市が指定する蛍光灯選別業務受託者施設に保管されている 蛍光灯を引取り、受託者の中間処理施設まで安全かつ確実に運搬し、 蛍光灯に含まれるガラス、水銀、アルミ等の再資源化又は適正処理を 図るよう、中間処理を行う。	
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>		

8 部 分 扱

■ する(12回以内)

しない

部分払の基準

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額
※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

委託代金額

内 訳

業 務 價 格

消費税及び 地方消費税相当額

委託訳書

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

蛍光灯運搬及び中間処理業務委託仕様書

1 委託概要

受託者は、保管場所である委託者が指定する蛍光灯選別業務受託者施設（以下「選別事業者施設」という。）にある、選別後の蛍光管・電球（以下「蛍光灯」という。）、LED照明及び選別時等に割れた蛍光灯のガラス片を取り、受託者の中間処理施設まで安全かつ確実に運搬し、蛍光灯に含まれるガラス、水銀、アルミ等の再資源化又は適正処理を図るよう、中間処理を行う。

2 履行場所

（1）保管場所

委託者が指定する横浜市内の民間選別施設（選別事業者施設）2か所

（2）中間処理施設

受託者施設

3 履行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日

4 履行日

作業日は原則として月曜日から土曜日の毎日とし、日曜日及び12月31日から1月3日までは休日とする。ただし、業務上必要な場合は、休日を変更することがある。また、引取り（回収）頻度については、事前に委託者及び選別事業者と調整するものとする。

5 令和2年度計画中間処理量（概算）

93トン

6 引取り業務

（1）引取り計画

ア 受託者は、契約締結後、委託者と調整し、保管量及び運搬効率等を考慮した引取り計画等を作成するものとする。

【目安】※下記内容は、あくまでも参考数値であり、内容を担保するものではない。

<11トン車を使用した場合>

1台あたりの蛍光灯積載重量：約3トン（容器重量は除く）

イ 受託者は、蛍光灯を引取るにあたり、最も安全かつ効率的な経路を選定するとともに、自動車事故の防止を図るため、道路交通法等関係法令を遵守しなければならない。

ウ 受託者は、選別事業者施設における選別後の蛍光灯保管状況に応じ、遅滞なく引取りを行うこと。

（2）人員、機材等

ア 受託者は、保管場所からの引取りに必要な人員・機材・車両等を自ら調達し、業務を実施するものとする。

イ 引取りには、委託者の焼却工場に設置してある計量器によって計量が可能な車両を使用すること。[計量可能重量：総重量30トンまで、計量台寸法：縦7.5メートル、横3.0メートル]

ウ 蛍光灯の保管・運搬用容器の形状・材質等については、事前に委託者と受託者が協

議の上決定するものとする。また、容器の重量については、事前に委託者及び受託者の立ち会いのもとに計量を行い、その結果を1個あたりの重量とする。

なお、その容器については、受託者が用意するものとし、選別事業者施設にある委託者のドラム缶を使用してはならない。

(3) 蛍光灯の計量方法及び中間処理量の確定

ア 蛍光灯の中間処理量は、選別事業者施設から引取る際に、委託者の焼却工場（鶴見・金沢・都筑・旭）に設置してある計量法の規定に基づく特定計量器（別表1）を使用し、車両ごとに空車重量と積載重量をそれぞれ量り、積載重量から空車重量を差し引き、さらに容器の重量を差し引いた数量をもって確定する。

上記の作業は必ず同日中に行うこと。

計量方法については各施設の指示に従うこと。また、計量伝票を受領して必ず保管すること。

なお、計量結果である計量伝票は、委託者が作成する搬出確認書*（蛍光灯・計量伝票シート）に貼付し発行するものとする。

*搬出確認書の用紙は、事前に委託者が用意して受託者へ渡すものとし、計量する際には、必要事項を記入した搬出確認書を計量棟の職員へ提出するものとする。

イ 委託者の各焼却工場での計量時間は、原則8時30分から12時00分及び13時00分から16時30分とする。

ウ 運転手及び作業員は、必ず車両及び計量器から降りた状態で計量すること。

エ 当該受託業務の蛍光灯とそれ以外のものを混載して計量し、運搬してはならない。

オ 異なる選別事業者施設から引き取った蛍光灯を混載して、計量することはできない。

(4) その他

ア 委託者の各焼却工場においては、構内速度を遵守し、他の車両等の走行に十分注意するとともに、委託者職員の指示に従わなければならない。

イ 受託者は、蛍光灯を引取る際に、引取った内容を証明する書類（受領書等）を作成し、選別事業者へ渡すこと。

ウ 受託者は、運搬途中に蛍光灯が破損・飛散しないようにするとともに、風雨にさらされないよう、シートをかけるなどの措置を講ずること。

7 中間処理業務

(1) 中間処理計画

ア 受託者は、契約締結後、委託者と調整し、人員及び作業効率等を考慮した中間処理計画等を作成するものとする。

イ 受託者は、蛍光灯引取り後、1か月以内に中間処理を完了すること。

（2）受託者は、本業務の履行にあたり、廃棄物処理及び環境保全に関する法令を遵守し、適正な処理と周辺環境の保全に努めること。また、市街化調整区域内に規制されている建物が設置された中間処理施設など、違法な施設や機材などを使用してはならない。

（3）受託者は、蛍光灯の中間処理作業を屋内において実施することとし、騒音・振動・飛散及び土壤汚染等を防止するために必要な措置を構ずること。

（4）受託業務の実施にあたっては、近隣住民との間に問題が生じることのないよう、事業者の責任において対応すること。

（5）引取り後の蛍光灯については、再資源化もしくは適正処理し、その方法については、本委託実施前に委託者と協議し決定すること。

8 年末年始等の対応

年末年始等、排出量が増加する時期や、突発的に排出量が増加した場合には、受託者は

委託者の指示に従い、作業員を増やすなどの対応を図り、遅滞なく回収を行うこと。

9 提出書類

- (1) 受託者は、使用する中間処理施設の所在地、配置図、使用機器一覧表を事前に委託者に提出すること。(様式は問わない)
- (2) 受託者は、本仕様書の第6項(1)ーア及び第7項(1)ーアに基づき、引取り計画及び中間処理計画を作成し、事前に委託者に提出すること。(様式は問わない)
- (3) 受託者は、引取りに使用する車両の車両番号・車種等を記載した「使用運搬車両届出書(様式3)」を委託者が指定する期日までに提出すること。また、記載内容に変更があった場合は、「使用運搬車両変更届出書(様式4)」を速やかに委託者に提出すること。
- (4) 受託者は、円滑な業務執行が可能な作業員等を常時確保するとともに、必要事項を記載した「作業従事者届出書(様式5)」を委託者が指定する期日までに提出すること。また、記載内容に変更があった場合は、「作業従事者変更届出書(様式6)」を速やかに委託者に提出すること。
- (5) 受託者は毎月、「蛍光灯リサイクル実施報告書(様式7)」を翌月の10日までに委託者に提出すること。

10 作業報告書及び確認

- (1) 受託者は、作業当日の受入業務実施状況を「蛍光灯運搬及び中間処理業務日報(様式1)」に記載し、委託者が発行した計量伝票を計量伝票シート(台紙)に貼付し、それぞれ電子メール等により翌日までに委託者に送付すること。また、業務日報の原本については、翌月の5日までに委託者に提出すること。
- (2) 受託者は、当月分の受入業務実施状況を「蛍光灯運搬及び中間処理業務月報(様式2)」に記載し、原本を翌月の5日までに委託者に提出すること。
- (3) 受託者は、当月分の「委託業務履行完了部分検査申請書(様式8)」に必要事項を記載し、翌月の5日までに委託者に提出すること。
- (4) 受託者は、蛍光灯の中間処理が完了したことを証明する書類を翌月の末日までに委託者に提出すること。
- (5) 受託者は、各種報告書及び計量伝票を受託業務完了の日から5年間保管すること。
- (6) 委託者が必要であると認めた場合には、受託者施設への立入検査、事情聴取、書類審査、その他報告書及び資料の提出等を求めることができる。
この場合受託者は、委託者の指示に従い速やかに対応しなければならない。

11 業務引き継ぎ

- (1) 本契約の受託者と前年又は翌年の受託者とが異なる場合には、本契約の受託者は、委託者の業務に支障を来たさないよう、前年又は翌年の受託者と率先して協力しなければならない。
- (2) 本契約の受託者と翌年の受託者とが異なる場合、本契約の受託者は翌年の受託者に対し、必要な情報提供等の引継ぎを実施しなければならない。本引き継ぎについては、本契約の受託者の責務とする。
- (3) 本項の規定に関して、委託者から特別の指示を行う場合もある。受託者に対し、委託者から特別の指示があった場合には、受託者は当該指示に従わなければならず、原則として受託者は当該指示に対し異議を行うことはできないものとする。

12 守秘義務

受託者は業務上知り得た情報等について、漏えいや盗難、滅失、き損その他の事故を防

止するための安全措置を講じるほか、秘密保持に関して必要な措置を講じるものとする。

13 緊急事態発生時の対応

- (1) 受託者は、委託者と協議の上緊急連絡網を作成し、緊急時に迅速に対応できるよう危機管理対策に努めること。
- (2) 受託者は、地震、台風等による災害発生時等の緊急事態（以下、「緊急事態」という）であっても、業務従事者を招集できる体制を確立しておくこと。
- (3) 受託者は、緊急事態が発生した場合の運搬作業等については、委託者の指示に従うこと。特に市内で震度5強以上を観測した場合には、速やかに業務課へ連絡することとし、業務従事者の安否状況、運搬車両の被害状況、運搬状況及び受託者自身の会社運営状況等の報告を求められた際にも対応できるよう状況を把握しておくこと。電話等での連絡ができない状況の場合には、翌稼働日の稼働時間前までに業務課へ参集する等して、連絡を取ること。

14 契約の解除

委託者は、受託者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反し一般廃棄物について行政処分を受けた場合、契約を解除することができる。

15 適用文書

受託者は、本業務を遂行するに当たり、別記「廃棄物処理委託契約約款」を遵守しなければならない。

16 その他

(1) 事故発生時の対応

受託者は、事故及び労働災害が発生した場合は、別添「事故における対応について」に基づき適切に対応するとともに、過失割合にかかわらず関係者に対して誠意を持って対応しなければならない。

(2) 本業務の履行に関して、疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議のうえ決定することとする。

(3) この契約は、令和2年4月1日の改正民法の施行に伴い、新たに施行する本市契約約款を適用することとする。

(別表1)

計量場所・計量器サイズ等

計量場所	計量器寸法 (mm)	秤量 (t)
鶴見工場（鶴見区末広町1-15-1）	縦7,500×横3,000	30
旭工場（旭区白根2-8-1）	縦7,500×横3,000	30
金沢工場（金沢区幸浦2-7-1）	縦7,500×横3,000	30
都筑工場（都筑区平台27-1）	縦7,500×横3,000	30

事故における対応について(委託業者)

<大まかな流れ>

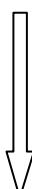
事故発生



事故状況の把握



連絡体制の維持



当日の報告

<具体的取組事項>

- 業務従事者は、速やかに現場責任者に報告する。
- 現場責任者は、事故の規模に関わらず、業務課へ即時に報告する。その後は、どんなに小さなことでも、新しい情報が入り次第、すぐに報告を入れ、連絡を密にしておく。

- 事故の状況のうち、知り得る範囲の情報を逐一把握、報告する。
(電話連絡を行うこと)

<把握したい内容>

- ・発生日時・場所
- ・人身、物損の別
- ・発生原因の概要
- ・相手方の名前、年齢(生年月日)、職業、住所、電話番号、怪我の状況、車両・構造物の破損状況など
- ・当方の運転手の名前、年齢(生年月日)、車番、怪我の状況、車両・構造物の破損状況など
- ・搬送された病院、付添い人
- ・警察関係→事情聴取
- ・現場の対応→警察、病院、現場の状況
- ・当日の作業への影響など
- ・現場写真

- 連絡体制の維持

- ・現場対応者から、被害状況など最新の状況を連絡する体制を維持する。
- ・病院での診断結果、相手方の家族との話など

- 本日の事故状況、被害状況、明日以降の作業への影響など、業務課に連絡し、調整する。

- ・業務課に電話で連絡したこと、その日の最終的な状況 等をとりまとめ、事故の状況をその日のうちに業務課 に書面で報告する(持込、Eメール、FAX可)。

※上記の当日の報告とは別に、後日、「事故報告書」を業務課に提出すること。本市が指示する場合には、「事故指導報告書」等の書類を提出し、再発防止の策を講じること。

蛍光灯運搬及び中間処理業務日報

印

____年____月____日（__）

	空車重量 計量時間	積載重量 計量時間	積載重量(kg)	空車重量(kg)	運搬容器		受入量(kg)	引き取り エリア
					本数	重量(kg)		
1	:	:						
2	:	:						
3	:	:						
4	:	:						
5	:	:						
合計								

※【運搬容器】上段…箱(専用ケース)、中段…ドラム缶、下段…その他容器()

蛍光灯運搬及び中間処理業務月報

住所

名称

代表者職氏名

印

年 月分

	日	曜日	搬出台数	受入量(kg)	運搬容器個数			引き取り エリア名
					箱	ドラム缶	その他	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
合計								

年度 累計					累計		受入量		運搬容器個数					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
受入量														
運搬容器個数														

※ 【運搬容器個数】 上段…箱(専用ケース)、中段…ドラム缶、下段…その他容器()

年 月 日

使 用 運 搬 車 両 届 出 書

住 所

名 称

代表者職氏名

印

使用運搬車両について、次のとおり届出致します。

契約名	蛍光灯運搬及び中間処理業務委託			
使用車両 (下記の枠に記載)				
車両番号	車体の形状	車両総重量	最大積載量	備 考

※「自動車検査証」の写しを添付すること。

年 月 日

使 用 運 搬 車 両 変 更 届 出 書

住 所

名 称

代表者職氏名

印

使用運搬車両について、次のとおり届出（変更）致します。

契約名	蛍光灯運搬及び中間処理業務委託			
使用車両（下記の枠に記載）				
車両番号	車体の形状	車両総重量	最大積載量	備 考

※「自動車検査証」の写しを添付すること。

年 月 日

作業從事者届出書

住 所

名称

代表者職氏名

印

作業従事者について、次のとおり届出致します。

※氏名はフルネームで記入のこと。

※フォークリフト等構内作業に使用する機材で資格等を必要とするものは、修了証等の写しを添付すること。

年 月 日

作業從事者麥更届出書

住 所

名称

代表者職氏名

印

作業従事者について、次のとおり届出（変更）致します。

※氏名はフルネームで記入のこと。

※フォークリフト等構内作業に使用する機材で資格等を必要とするものは、修了証等の写しを添付すること。

蛍光灯リサイクル実施報告書

年 月 日

横浜市長

次のとおり資源化しましたので、仕様書第9項(5)に基づき報告します。

(受託者)
 住 所
 名 称
 年 月分 代表者職氏名 印

契約名 : 蛍光灯運搬及び中間処理業務委託

品名	①出荷先事業者(受託者が出荷した先) ※ ①の事業者で製品化されている場合は、②を省略し③へ	②出荷先事業者 (①事業者が出荷し、製品化されるまでの流れ)	③製品化の内容	④資源化できないものの割合及び処理方法
記入例 ガラスカレット	事業者名：〇〇〇〇(株)△△工場 所在地：横浜市□□区××町1234番地 出荷量：123.45 t (売却、引渡し、その他など)	・株式会社△△(メーカー) → 製品化 ・□□株式会社(商社) → ○○国へ輸出 → 製品化	グラスウール (住宅用断熱材)	割合：5% 処理方法：埋立
	事業者名： 所在地： 出荷量：			

『様式8』

委託業務 履行完了部分検査申請書

年 月 日

横浜市契約事務受任者

住 所

受託者

氏 名

印

次のとおり、廃棄物処理委託契約約款第32条第3項の規定により、委託業務の履行済部分の検査を申請します。

委託業務名		
履行場所		
契約期間	年 4月 1日から	年 3月 31日まで
履行完了部分	年 月 分	

蛍光灯搬出確認書（計量施設/工場）

本市控

※業務課資源化係へ送付してください。

搬出日 年月日()

会社名 _____

車両番号 _____

(積載時計量伝票貼付)

(空車時計量伝票貼付)

施設確認印

積載重量	^①	kg
空車重量	^②	kg
★運搬容器個数	^③ 箱 個 ^④ ドラム缶 個 ^⑤ その他 個	
正味重量(運搬容器含む)	A(①-②)	kg
運搬容器総重量	B(③×80) kg	C(④×18) kg
蛍光灯正味重量	A-B-C	kg

蛍光灯搬出確認書（計量施設/工場）

受託業者控

搬出日 年月日()

会社名 _____

車両番号 _____

(積載時計量伝票貼付)

(空車時計量伝票貼付)

施設確認印

積載重量	^①	kg
空車重量	^②	kg
★運搬容器個数	^③ 箱 個 ^④ ドラム缶 個 ^⑤ その他 個	
正味重量(運搬容器含む)	A(①-②)	kg
運搬容器総重量	B(③×80) kg	C(④×18) kg
蛍光灯正味重量	A-B-C	kg

蛍光灯運搬及び中間処理・計量伝票シート

年　　月　　日 ()

車両番号

蛍光灯コンテナ(C)	個
破碎ドラム缶(D)	本
その他容器(E)	本
()	

積載重量(A)		コンテナ容器総重量(C)	
空車重量(B)		ドラム缶容器総重量(D)	
		その他容器総重量(E)	
運搬重量(A-B)		蛍光灯正味重量 (A-B-C-D-E)	

単位(kg)

積載時の計量伝票

空車時の計量伝票

神明台処分地 通行ルートについてのお願い

◎神明台処分地へは 県道 鴨居・上飯田線から搬入路を利用してください。

■ 処分地搬入者進入禁止

